

平成 28 年 1 月より 公社債等の税制が 大幅に改正されます！

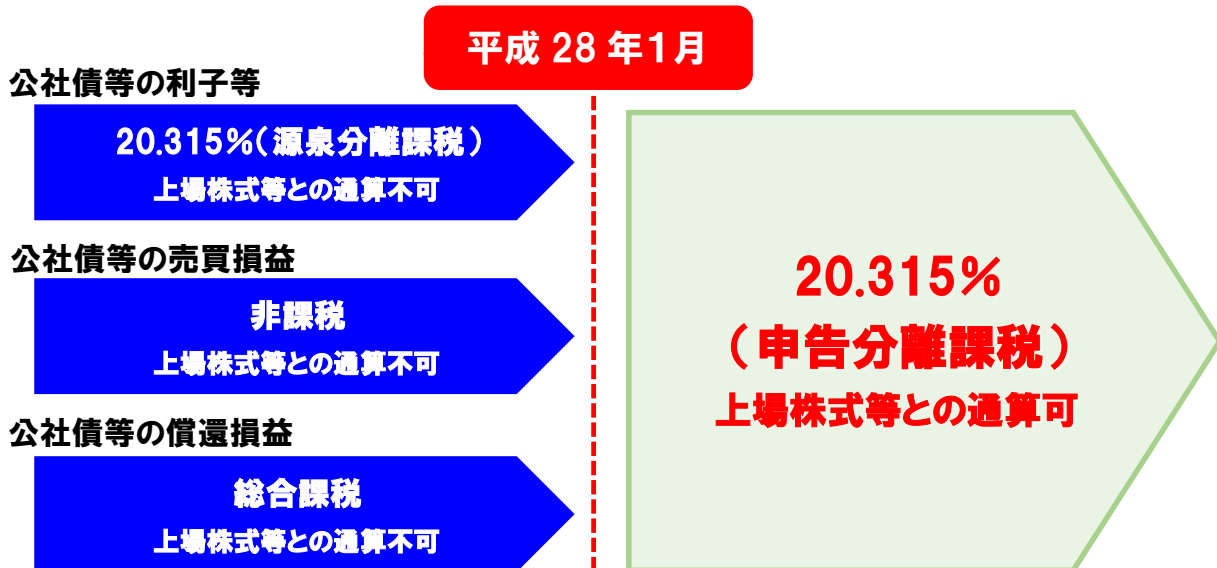
I. 公社債等の税制の変更点

- 特定公社債等（注1）の利子等、売買・償還益が申告分離課税の対象となります。
- 上場株式等（注2）の配当金や売買損益等に限定されていた損益通算の対象範囲が、特定公社債等の利子等や売買・償還損益まで拡大されます。
- 特定公社債等が特定口座の対象となります。

（注1）特定公社債等とは、国債・地方債・公募公社債投資信託等の総称です。

（注2）上場株式等とは、上場株式・ETF・公募株式投資信託等の総称です。

当信用組合では、上場株式等の取扱いはしておりません。



公社債等について確定申告が必要となる場合が生じます。

平成 28 年 1 月より特定公社債等の利子等や売買・償還益の課税方式が申告分離課税になるため、特定公社債等を保有するお客様は、確定申告が必要となる場合が生じます。

確定申告をしないと・・・

税務署に支払調書が届きますので、申告漏れとなる場合があります。

そこで・・・

「特定口座」をご利用いただくことで、当信用組合がお客様に代わって損益計算を行います。

現在保有されている公社債等についても、取得日および取得価額が判明しているものは、一定の手続きにより、特定口座での取り扱いが可能になります。

「特定口座 源泉徴収あり口座」をご利用いただく場合、当信用組合が損益計算と源泉徴収を行いますので、確定申告の手続きを不要とすることができます。

II. 税制の変更に係る留意事項

- ▶ 平成 28 年 1 月より、特定公社債等の売買・償還益については、20.315%の申告分離課税となり、特定公社債等の売買・償還損については、特定公社債等の利子等、上場株式等の配当金や売買益等との損益通算並びに損失の繰越控除が可能となります。

【参考例】

	平成 27 年中に売却した場合	平成 28 年以降に売却した場合
売却益が 10 万円発生する場合 購入価格：90 万円 売却価格：100 万円	売却益は全額非課税	売却益に対して 20.315%の申告分離課税
売却損が 10 万円発生する場合 購入価格：110 万円 売却価格：100 万円	売却損は課税上 ないものとみなされる	売却損を上場株式等の配当金や売却損益 と損益通算が可能。また、確定申告をす ることで、売却損の繰越控除が可能

III. お手続きのご案内

- ▶ 「債券口座」「預金口座」をご利用いただいている取引店が異なるまたは複数に亘るお客様につきましては、全てのお取引店を同一にする必要がございます。最寄りのお取引店にて取扱店変更の手続きをお願いいたします。
- ▶ 公社債税制の改正に伴い、告知制度に基づく「告知書」の提出がお客様に義務付けられることから、別途、ご案内いたします「包括告知書」の提出をお願いいたします。
- ▶ 現在お預りしている公社債等を特定口座にて管理するお手続きについては、別途、ご案内いたします。

- 本資料は、近年の税制改正等に基づき作成したものです。内容の正確性や完全性を保証するものではありません。
- 本資料の記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。
- 本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。

お問合せ先

新潟大栄信用組合

登録金融機関番号：関東財務局長(登金)第298号

本店所在地：〒959-0194 新潟県燕市分水桜町1丁目4番14号

加入金融商品取引業協会：ありません

当信用組合への連絡方法：0256-98-6291